

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

- 一 在ベナン日本国大使館の位置を改正する。(別表第一関係)
- 二 在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。(別表第一関係)
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。(別表第二関係)
- 四 外務公務員の研修員手当の号を追加する。(別表第三関係)